

令和7年度
認定こども園
認可保育所等
入園案内

大衡村健康福祉課（大衡村福祉センター内）

〒981-3692 大衡村大衡字平林62番地

TEL：022-345-0253

▶ 保育の必要性の認定・要件等

認定こども園や認可保育所を利用するには、利用のための認定を受ける必要があります。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用時間区分	利用できる施設
1号認定（教育認定）	満3歳以上	なし	教育標準時間	・認定こども園
2号認定（保育認定）	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	・認定こども園 ・保育所等
3号認定（保育認定）	満3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	・認定こども園 ・保育所等

▶ 保育の必要性の認定要件と必要量

2号・3号認定（保育認定）を受けるには、以下の要件が必要です。保育の必要量は、世帯の中で必要量の少ない方に合わせて認定します。

保育の必要な事由		保育の必要量
就 労	児童の保護者等が仕事をしている場合 ※一時預かりで対応可能な短時間就労は除く ※育休中の方は、職場復帰できること	保育標準時間 (就労時間 月 120 時間以上)
		保育短時間 (就労時間 月 64 時間以上 120 時間未満)
妊娠・出産	出産予定日の2か月前から産後3か月	保育短時間
疾病・障害	児童の保護者が病気、負傷、心身に障害がある場合	保育標準時間
介護・看護	親族の介護・看護にあたっている場合	保育標準時間
災害復旧	災害の復旧にあたっている場合	保育標準時間
求職活動	児童の保護者が求職活動中の場合※起業準備含む	保育短時間（入所期限90日以内）
就 学	児童の保護者が就学している場合 ※職業訓練校における職業訓練を含む	保育短時間
育児休業	育児休業取得時に、すでに保育を利用している 3歳児以上の児童、または村で保育の継続が必要と認める児童	保育短時間
虐待やDVのおそれがある場合		保育標準時間
その他、上記に類する状態として村が認める場合		保育標準時間・保育短時間

・1日あたりの利用時間 保育標準時間：最大11時間 保育短時間：最大8時間

※上記時間を超えての利用は時間外保育となり、施設に直接申請が必要です。（別途料金）

認定区分と利用時間

	7:15	7:30	8:30	9:00	14:00	16:30	17:30	18:15	18:30	19:15	
1号 教育認定			預かり保育	教育認定時間		預かり保育					
2,3号保育短時間		時間外保育	保育認定時間				時間外保育				
2,3号保育標準時間	保育認定時間								時間外保育		

▶申請手続き

【令和7年4月から利用開始の場合】

申請書配布場所	健康福祉課 おおひら万葉こども園、ききょう平保育園
申請先	保育を希望する方 ⇒ 健康福祉課 教育を希望する方 ⇒ おおひら万葉こども園
申請期間	令和6年10月1日(火)～10月31日(木)

【年度途中から利用開始の場合】

申請書配布場所	健康福祉課 おおひら万葉こども園、ききょう平保育園
申請先	保育を希望する方 ⇒ 健康福祉課 教育を希望する方 ⇒ おおひら万葉こども園
申請期間	利用開始日の前月10日まで（休日の場合は翌日まで） 例）6月1日から利用したい場合は、5月10日まで

●未出生のお子さんの申請について

未出生のお子さんについて、書類は出生前からお渡しできますが、申請は出生届後となります。
入所を希望される月の前月10日まで申し込みください。

▶申請書類

区 分	申 請 書 類
保 育	☐ 子どものための教育・保育給付認定・変更申請書（様式第1号） ☐ 家庭状況調査書 ☐ 保育の必要な事由がわかる書類 ※次ページ参照 ※同一世帯の65歳未満の方（祖父母・おじ・おば等）の分も必要です。 ☐ 各種手帳の写し（障害者手帳等）※該当する方のみ
教 育	☐ 子どものための教育・保育給付認定・変更申請書（様式第1号） ☐ 家庭状況調査書 ☐ 就労（内定）証明書 ※預かり保育を希望する方のみ ☐ 各種手帳の写し（障害者手帳等）※該当する方のみ

※申請書類は村のホームページからダウンロードできます。

※書類は、すべて揃えて封筒等に入れて提出してください。

※就労証明書は、勤務先により発行に時間を要する場合がありますので、早めにご準備ください。
（勤務先の押印不要）

●保育の必要な事由がわかる書類

保育の必要な事由	必要書類	備考
就 労	就労証明書 (農業の方は農業従事証明書) 自営業・農業で事業主・専従の方は確定申告書の控の写し等	月に64時間以上就労していること。
妊娠・出産	母子手帳の写し	認定期間は産前2か月産後3か月です。
疾病・障害	診断書、又は障害者手帳の写し	疾病の場合、認定期間は診断書に記載された療養期間です。
介護・看護	介護(看護)状況申告書	—
求 職 活 動	求職活動申立書	入所期限は90日以内です。
就 学	学校に在籍していることがわかる書類	月に64時間以上就学していること。
育 児 休 業	就労証明書	復職先の証明が必要です。

▶申請から入園までの流れ(4月入園の場合)

時 期	流 れ	
10 月	申請受付	受付期間中に提出してください。
10 月～11 月	書類確認・利用調整	書類の確認と入園施設の調整を行います。
11 月下旬 ～12 月上旬	面接 (おおひら万葉こども園のみ)	第1希望がおおひら万葉こども園の方に、園から通知します。
12 月下旬	結果通知	村から郵送で通知します。
2 月頃	入園説明会(※面接)	園から通知します。 (※ききょう平保育園入園の方は、面接を行います。)
2 月下旬 ～3 月	利用者負担額決定	村から郵送で通知します。
4 月	入園	新規入園の方は、慣らし保育があります。

▶クラス年齢

令和7年4月1日現在の年齢がクラス年齢で、誕生日後も年度末まで同じクラスです。

【5歳児】平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ

【4歳児】令和2年4月2日～平成3年4月1日生まれ

【3歳児】令和3年4月2日～令和2年4月1日生まれ

【2歳児】令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ

【1歳児】令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ

【0歳児】令和6年4月2日生まれ～満6か月児以上

▶申請対象の教育・保育施設

園 名	おおひら万葉こども園		ききょう平保育園		ゆうゆう保育園みやぎ	
区 分	幼保連携型こども園		認可保育所		企業内保育事業	
設置主体	社会福祉法人三矢会		株式会社オガワ企画		トヨタ自動車東日本株式会社	
所在地	〒981-3611 大衡村ときわ台 15 番地		〒981-3606 大衡村桔梗平 1 番地		〒981-3408 大和町松坂平 5 丁目 1-1	
電 話	022-344-3028		022-797-8370		080-9000-5552	
定 員	1 号認定 15 名 2・3号認定 110 名		30 名		49 名 (うち村の地域枠若干名)	
対象児童	1 号認定 満 3 歳以上 2・3号認定 生後 6 か月～就学前		生後 6 か月～就学前		生後 6 か月～就学前	
開園時間	月～土曜日 7:15～19:15		月～土曜日 7:15～19:15		月～金曜日・祝日 5:30～21:00	
利用時間	1 号認定	月～金曜日 9:00～14:00	2・3号認定 (保育標準)	7:15～18:15	基本保育	7:00～20:00
	2・3号認定 (保育標準)	月～土曜日 7:15～18:15	2・3号認定 (保育短)	8:30～16:30	早朝保育	5:30～ 7:00
	2・3号認定 (保育短)	月～土曜日 8:30～16:30			延長保育	20:00～21:00
					病児・病後児保育	8:00～17:00
時間外 保育	2 号・3 号認定 認定を受けた時間以外の日や時間に保育を希望する方 利用料(月額) 1 時間: 2,000 円 2 時間: 4,000 円 3 時間: 6,000 円					
預かり 保育	1 号認定 教育時間終了後や長期休業 期間に保育を希望する方 保育時間 8:30～17:30 利用料(日額) 教育時間終了後: 700 円 長期休業期間: 1,200 円					

ゆうゆう保育園みやぎ

トヨタ自動車東日本株式会社宮城大和工場内にある企業内保育園で、地域枠として大衡村のお子さん若干名の受け入れを行っています。利用時間や利用者負担は、園にお問い合わせください。

地域枠の入所審査は従業員枠の入園決定後で、村内施設よりも決定が遅くなりますのでご了承ください。

▶利用者負担（保育料）

【1号認定（教育認定）】・【2号認定（保育認定）】3～5歳児クラス

幼児教育・保育の無償化により利用者負担はありません

※預かり保育料（保育が必要であると認定された方）は、利用者負担のうち日額450円が無償化対象（満3歳児は住民税非課税世帯のみ対象）。

※時間外保育料は無償化の対象外（市町村民税非課税世帯は村で負担）。

【3号認定（保育認定）】0～2歳児クラス

利用者負担料金は、市町村民税の所得割額により決定します。

<利用者負担料金表>

階層区分	定義		利用者負担の月額（単位：円）			
			保育標準時間		保育短時間	
第1階層	生活保護世帯等		0		0	
第2階層	市町村民税非課税世帯		0		0	
第3階層		12,000円未満	10,000		7,300	
		ひとり親世帯等	(第1子)	2,900	(第1子)	2,000
			(第2子)	0	(第2子)	0
第4階層		12,000円以上 24,000円未満	15,000		10,900	
		ひとり親世帯等	(第1子)	4,400	(第1子)	3,100
			(第2子)	0	(第2子)	0
第5階層		24,000円以上 48,600円未満	18,000		13,000	
		ひとり親世帯等	(第1子)	5,300	(第1子)	3,800
			(第2子)	0	(第2子)	0
第6階層		48,600円以上 57,700円未満	20,000		14,500	
		ひとり親世帯等	(第1子)	5,900	(第1子)	4,200
			(第2子)	0	(第2子)	0
第7階層	市町村民 税所得割	57,700円以上 77,101円未満	23,000		16,700	
		ひとり親世帯等	(第1子)	6,900	(第1子)	4,900
			(第2子)	0	(第2子)	0
第8階層		77,101円以上 97,000円未満	27,000		19,600	
第9階層		97,000円以上 133,000円未満	33,000		23,900	
第10階層		133,000円以上 169,000円未満	40,000		29,000	
第11階層		169,000円以上 301,000円未満	51,000		37,000	
第12階層		301,000円以上 397,000円未満	54,000		39,200	
第13階層		397,000円以上	57,000		41,400	

※時間外保育料は別途料金。

<多子世帯等の利用者負担額の軽減について>

■3号（保育）認定

	第1～2階層	第3～6階層	第7～13階層 ※就学前のお子さんを最年長としてカウントします。
第1子	無 料	軽減なし	軽減なし
第2子		半 額	半 額
第3子以降		無 料	無 料

<利用者負担額の切り替え時期>

4月～8月分の利用者負担額は前年度の市町村民税の所得割額、9月分以降の利用者負担額は当該年度の市町村民税の所得割額で決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税に基づく利用者負担額					当該年度の市町村民税に基づく利用者負担額						

▶認定こども園等保護者負担軽減補助

次の費用は利用者負担となっておりますが、保護者（村に住所を有する方）の負担を軽減するために村で負担します。施設に直接補助しますので、申請は不要です。

認定区分	補助対象となる費用
1号（教育）認定	通園費、入園料（施設整備費）、給食費、教材費
2号（保育）認定	給食費、布団リース代（1/3 負担）
3号（保育）認定	布団リース代（1/3 負担） ※給食費は保育料に含まれています。

▶ 給付認定の変更手続き

家庭状況等に変更が生じた場合は、毎月10日（土日祝日の場合はその翌日）に翌月分からの給付認定の変更申請を必ず行ってください。その際、交付している給付認定証はご返却ください。

- ・ 勤め先や就労時間が変わった場合
- ・ 求職活動中の方が勤務を始めた場合
- ・ 仕事を辞めた場合
- ・ 産休、育休等で仕事を休む場合
- ・ 教育、保育の利用希望を変更する場合
- ・ 婚姻等により世帯構成に変更が生じた場合
- ・ 市町村民税の修正申告等を行った場合

▶ その他注意事項

保育認定を受けている方で次に該当する場合は、保育認定が取り消しとなり施設利用の継続ができなくなります。該当する方は健康福祉課と入所している施設へ必ずご相談願います。

- ・ 大衡村から転出する場合
- ・ 保護者等の就労時間が月64時間未満の場合
- ・ 保護者等の就労状況が不明確な場合
- ・ 求職期間が90日を経過した場合
- ・ 産休、育休中で職場復帰をしない（退職する）場合
- ・ 利用者負担に未納（滞納）がある場合

▶ 広域入所

保育認定の入園は、原則住民登録している自治体の施設となります。

次の時には、他市町村の施設への申し込みができる場合がありますのでお問い合わせください。

【村内在住の方】

勤務先や転出予定先の市町村の施設利用を希望する場合

申 請 先：大衡村健康福祉課 申請書類：大衡村の申請書類

※受入の可否は、受入先の市町村が行います。

【村外在住の方】

大衡村に転入予定の場合

申 請 先：現在お住いの市町村の保育担当課 申請書類：現在お住いの市町村の申請書類

※転入後に、改めて村への申し込みが必要です（転入前の申請書提出も可）。

勤務先が大衡村で、村内の施設利用を希望する場合

申 請 先：現在お住いの市町村の保育担当課 申請書類：現在お住いの市町村の申請書類

※お住いの市町村と村とで協議し、受入の可否を決定します。